

ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

■修士（音楽） Master of Music：音楽芸術表現専攻

人材養成目的および教育研究上の目的に基づき、本課程における研究をとおして以下の資質・能力を身に付け、大学院規則第17条に定める修了要件を満たした者に対して修了を認定し、「修士(音楽)」の学位を授与します。

- ① 音楽の各分野における高度な知識と教養及び優れた技術や表現力
- ② 研究計画を策定し、目標を定め、それに基づいて研究を進める力
- ③ 音楽と芸術文化に関する広範な知識と教養
- ④ 社会や文化に対する多角的な視野と高い識見

■修士（芸術） Master of Arts：音楽芸術運営専攻

人材養成目的および教育研究上の目的に基づき、本課程における研究をとおして以下の資質・能力を身に付け、大学院規則第17条に定める修了要件を満たした者に対して修了を認定し、「修士(芸術)」の学位を授与します。

- ① 音楽芸術の各分野における高度な知識と教養及び優れた実践的能力
- ② 研究計画を策定し、目標を定め、それに基づいて研究を進める力
- ③ 音楽と芸術文化に関する広範な知識と教養
- ④ 社会や文化に対する多角的な視野と高い識見